

町県民税が変わります

町・県民税の主な改正内容
についてお知らせします

■定率減税の縮減

著しく停滞した経済活動を回復させるために、平成11年度以降の各年度に適用されていた定率による税額控除（いわゆる定率減税）の控除率と控除限度額が、平成18年度から引き下げられます。

今年度までの控除率は町民税・県民税算出所得割額の15%（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度）でしたが、平成18年度からは控除率が7.5%（控除限度額が2万円）になります。

■妻の均等割非課税措置の廃止

町内に住所を有することによって均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する町民税と県民税の均等割の非課税措置が、平成17年度から廃止になっています。今年度は経過措置として半額を免

除しておりましたが、平成18年度からは一定の所得があれば、町民税の均等割3,000円と県民税の均等割1,000円が課税されます。

具体的な事例として、扶養がない方の場合は、前年中の合計所得金額が28万円（給与収入にすると93万円）を超えると均等割がかかることになります。

■65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方を対象としていた非課税措置が廃止になります。

なお、平成17年1月1日において65歳以上の方については、平成18年度と平成19年度の課税額に軽減措置がとられており、平成18年度以降の税額については表1のとおり段階的に廃止されます。

▼平成18年度以降の町県民税について（表1）

（平成17年1月1日において65歳以上の方）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
均等割	町民税	1,000円	2,000円	3,000円
	県民税	300円	600円	1,000円
所得割	町民税	定率控除後、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除前の額から、その3分の2を控除した額	定率控除後、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除前の額から、その3分の1を控除した額	定率控除後、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除を控除した額
	県民税	定率控除後、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除前の額から、その3分の2を控除した額	定率控除後、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除前の額から、その3分の1を控除した額	定率控除後、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除を控除した額

■高齢者控除の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が1千万円以下の方に対して適用されていた高齢者控除（控除額48万円）が平成18年度から廃止になります。

なお、高齢者控除の廃止に伴い、これまで65歳以上の方が受けられなかった寡婦（寡夫）控除が受けられることとなります。

■公的年金等控除額の変更

65歳以上の方の公的年金等控除額が、平成18年度から表2のとおり変更されます。

なお、65歳未満の方については、現行どおりで変更ありません。

▼公的年金等控除額の算出方法（表2）

	公的年金等の収入	公的年金等の控除額
平成18年度からの算出方法	330万円以下	120万円
	330万円超え～410万円以下	収入×0.25+37万円5千円
	410万円超え～770万円以下	収入×0.15+78万円5千円
	770万円超え	収入×0.05+155万円5千円
※参考今年度までの算出方法	260万円以下	140万円
	260万円超え～460万円以下	収入×0.25+75万円
	460万円超え～820万円以下	収入×0.15+121万円
	820万円超え	収入×0.05+203万円

■給与支払報告書提出対象者の範囲の見直し

給与の支払者は従業員に係る前年中の給与所得等を記載したもの（給与支払報告書）を関係市町村に提出することが義務付けられていましたが、平成17年支払分の報告からは、年の途中に退職した方についても提出するように拡大されます。

個人事業者の方へのお願い

■給与支払報告書の提出について

給与等の支払者は従業員等（農漁業等の手伝いも含む）に係る前年の支払額を、平成18年1月1日現在における従業員等の住所所在の市町村長に提出することが義務付けられていますので、平成18年1月31日まで（なるべく早めにお願います）に提出されますようお願いいたします。

なお、給与支払報告書の用紙が必要な方は、本庁または歌津総合支所の窓口までお願いいたします。

■事業収支のとりまとめについて

今年度の町県民税申告受付は、平成18年2月13日（月）から始まります。申告受付をスムーズに進めるためにも、収入と経費のとりまとめについてお願いいたします。

特に経費については、項目別（油代や事務用品代など）に領収書等を整理し、事前に集計をお願いいたします。